

一般社団法人液体バイオマス協会

会員規約

2024年10月4日

(適用)

第1条 本規則は、一般社団法人液体バイオマス協会（以下、「当法人」という）の趣旨に賛同し、当法人の会員となる企業・団体に関する事項について、当法人の定款（以下、「会則」という）第5条から第8条に規定することのほかに、以下のとおり定める。

(資格)

第2条 当法人の会員として入会できる者は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 当法人の目的に賛同し会則を承諾した者。
- (2) 虚偽や濫用等の不正な情報登録行為をしないことを宣誓した者。
- (3) 理事会が承認した者。

(会員の種類と権利)

第3条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 液体バイオマス事業を運営又は計画し（当該事業を営む法人又は団体への出資及び当該出資の計画を含む）、当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の事業を賛助するため入会した自治体等（入会申込）

2 会員は次の事業に参加することができる。

- (1) 液体バイオマスの持続可能性向上のための情報交換促進
 - ①社員総会（関連情報の提供・意見交換）（正会員と賛助会員で構成され、議決権は正会員のみ）
 - ②定例会（原則月1回）
 - ③各種ステークホルダーとの意見交換
- (2) 公官庁が主催する審議会等への情報提供

第4条 当法人に入会しようとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

2 会員は、第6条に定める会費を、入会申し込み後 2ヶ月以内に、当法人の

指定する金融機関の口座に納入しなければならない。

3 前第2項の納入確認をもって、入会手続きの完了とする。

(退会)

第5条 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所要手続を行い、隨時退会できる。

(会費)

第6条 会費は年会費とし、1カ年分の金額を次のとおりにする。ただし、金額は税別とし、振り込み費用等は会員負担とする。

- (1) 正会員は、80万円
- (2) 賛助会員は、10万円
- (3) 特別会員は、無料

2 当法人の年度末までに退会の申し出が無い場合（すなわち会員継続の場合）は、当法人の年度初めから3ヶ月以内（すなわち6月末日迄）に当法人の指定する金融機関の口座に、前1項で規定する会費を納入しなければならない。

3 特段の理由や通知が無く会費を1年以上未納にした場合は、退会したものとみなす。この場合であっても未納金支払の義務を負うものとする。

4 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(入会金)

第7条 入会金は、10万円とする。

2 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

3 特別会員については入会金を免除する。

(会員の遵守事項)

第8条 当法人の会員は、虚偽又は濫用等の不正情報を登録してはならない。これによって生じた損害等は当該会員がその一切を支弁する責務を負うものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続を完了したとき
- (2) 会費納入期限を1年を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- (5) 会則第7条2に基づき、社員総会において、除名の決議がなされたとき

(免責事項)

第10条 当法人は、会員が第8条に示す遵守事項に基づいて行う情報の登録を認証するものであって、情報内容の妥当性、正確性、有用性を保証するものではない。また、情報公開により生じたいかなる損害についても責任を負わない。

(本規則の変更)

第11条 本規則を変更しようとするとときは、理事会の決議を経なければならぬ。